

規 約

群馬県剣道連盟

群馬県剣道連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は、群馬県剣道連盟（以下単に連盟という）と称し、事務局を、前橋市内におく。
- 第2条 本連盟は、剣道、居合道、杖道（以下単に剣道と総称する）愛好者をもって組織する。
- 第3条 本連盟は、（公財）全日本剣道連盟および（公財）群馬県スポーツ協会に加入する。

第2章 目的と事業

- 第4条 本連盟は、剣道を通じて心身を錬磨し、人間形成に資するとともに会員及び関係者相互の親睦を図り、健全なる剣道の普及発展を目的とする。
- 第5条 本連盟は、目的達成のために次の事業を行う。
1. 剣道の普及振興に関する諸事業
 - (1) 各種大会の開催
 - (2) 研究会、講習会等の開催
 - (3) 選手の育成強化と指導者の養成
 - (4) 各種大会、講習会等への派遣
 2. 剣道、居合道、杖道の調査、研究、指導
 3. 剣道の称号、段級審査
 4. 他の体育、スポーツ機関及び団体との連絡協調
 5. 個人及び団体に対する表彰
 6. その他、目的達成に必要な諸事業

第3章 機 関

- 第6条 本連盟に次の機関をおく。
- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 総 会 | (2) 常任理事会 |
| (3) 理 事 会 | (4) 本部役員会 |
| (5) 審 議 員 会 | (6) コンプライアンス委員会 |

第7条 会議は総て会長が召集し、議長となる。

第8条 総会は本部役員、県内各支部長、支部役員（3名以内）、職域部会代表者、及び役員（3名以内）をもって構成し、毎年1回定期に開催する。但し、必要に応じて常任理事会の議を経て、臨時総会を開催することが出来る。

第9条 本部役員会、常任理事会、理事会、審議員会は、必要に応じて開催する。

1. 本部役員会は、本連盟の執行機関として諸行事に当たり、対外的な要務を処理する。
2. 常任理事会、理事会は、本部役員と共に諸事業、会務の主要事項を審議、決裁する。
3. 審議員会は、審査に関する諸規定、称号、段位（6段以上）の審議、推薦をする。
4. 本部役員の構成は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計とする。

第4章 役員

第10条 本連盟に次の役員をおく。

- | | | |
|--------------------|---------------------|--------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 若干名 | (3) 理事長 1名 |
| (4) 副理事長 3名 | (5) 常任理事 若干名 | (6) 理事 若干名 |
| (7) 審議員 若干名 | (8) 事務局長 1名 | (9) 事務局次長 2名 |
| (10) 会計 2名 (1名は補佐) | (11) 監事 3名 | |
| (12) 事務局員 若干名 | (13) コンプライアンス委員 若干名 | |

第11条 役員を選出

1. 会長、副会長、理事長は総会において選出する。
2. 副理事長、事務局長、会計は会長が推薦し、総会の議決により選出する。
3. 審議員は、教士7段以上の資格を有する者で、会長が指名し、総会で承認を得なければならない。
4. 常任理事は、各支部長と職域部会代表者、会長の推薦者（5名以内）とする。
5. 理事は、各支部と職域部会から夫々3名以内を推薦し、会長が任命する。
6. 監事は、会長が推薦し、総会の議を経て選出する。
7. 事務局次長、会計補佐及び事務局員は、会長が委嘱する。
8. 本連盟の全ての役員の任期は、2ヶ年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は、常任理事会で選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本連盟に名誉会長、顧問、特別参与、参与をおくことが出来る。

1. 名誉会長、顧問、特別参与、参与は、会長が推薦し、常任理事会に諮り、総会の承認を得て決定する。

2. 名誉会長、顧問、特別参与、参与は重要会務について、会長の諮問に応じ、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

第13条 役員の任務

1. 会長は、本連盟を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職を代行する。
3. 理事長は会長の命を受け、本連盟の事業運営に当たり、副理事長は理事長を補佐する。
4. 常任理事及び理事は、本連盟の議決機関として、事業の運営に関する諸事を審議決定し、事業執行の円滑なる運営に協力する。
5. 事務局長は、本連盟の事務を処理し、事務局次長は、事務局長を補佐する。
6. 会計は、本連盟の会計業務を処理する。
7. 事務局員は、事務局長に従い、事務運営に従事する。

第14条 監事は、本連盟の会計及び運営を監査する。

第5章 組 織

第15条 本連盟は、県内各郡市に支部及び職域部会をおき、本部と連繫しつつ本連盟の主旨に則り、支部及び部会活動を行うことが出来る。
支部及び職域部会規則は、別に設ける。

1. 郡市支部

前橋支部 高崎支部 桐生支部 伊勢崎・佐波支部 利根・沼田支部 藤岡・多野支部 渋川・北群馬支部 新田・太田支部 館林・邑楽支部 吾妻支部 甘楽・富岡支部 安中・碓氷支部 みどり支部

2. 職域部会

群馬県警察 前橋刑務所 群馬県高体連剣道専門部 群馬県中体連剣道専門部 女子部

第6章 会 計

第16条 本連盟の事業運営に要する費用は、次の収入をもって支弁する。

1. 支部負担金
2. 入会金
3. 段級称号審査料
4. 合格登録料
5. 補助金
6. 寄付金
7. その他収入

第17条 本連盟の収支決算及び事業計画は、会長が編成し、常任理事会の議決を経て、監事の意見を添えて総会の承認を受けるものとする。

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

本改正は、平成 28 年 5 月 28 日より施行する。

昭和	27 年 12 月	制定	
同	31 年 4 月 1 日	全面改定	
同	42 年 4 月 1 日	一部改定	
同	51 年 4 月 1 日	同	
同	59 年 4 月 1 日	同	
平成	3 年 6 月 8 日	全面改定	
同	7 年 5 月 26 日	一部改定	(第 10 条 2 項、副会長 5 名以内に変更)
同	11 年 5 月 22 日	同	(第 2 条、杖道を追加)
同	12 年 5 月 27 日	同	(第 15 条、2 項女子部追加)
同	21 年 5 月 30 日	同	(第 10 条 2 項、副会長若干名に変更)
同	同	同	(第 15 条、順不同を削除)
同	23 年 10 月 1 日	同	(第 3 条、群馬県スポーツ協会に変更)
同	24 年 5 月 26 日	同	(第 10 条 9 項 事務局次長 2 名に変更)
令和	5 年 5 月 27 日	同	(第 6 条 6 項、コンプライアンス委員会追加)
同	同	同	(第 10 条 13 項、コンプライアンス委員若干名を追加)
同	同	同	(第 12 条、特別参与を追加)